

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	合戸 (合戸町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状では、法人、認定農業者、個人経営等で荒廃地もなく農地の保全是保たれている。中長期的にみると高齢化が見受けられるので法人に農地の集約化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、大豆を主要作物として、いちじく等の果樹や野菜の栽培を段階的に取り入れていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	43.3 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約する。その際、JAや農業委員会等と調整し、所有者の貸付移行時期に配慮する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大をJAや農業委員会と調整し農地中間管理機構を通じて進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
暗渠排水工事未完のほ場を無くすように努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業に参画してもらうために非農家・後継者世代に積極的に関わってもらうように努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は(有)アグリ蒲生、(株)西村農産への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹、目撃・被害発生場所等)づくりや連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し地域で育成していく。 ②管理協定を早急に締結し地域の特産物である米・麦・大豆を段階的に有機農業に切り替えていく。 ③(農)合戸営農組合、(株)西村農産を中心に防除作業等をドローンに切り替えていく。				